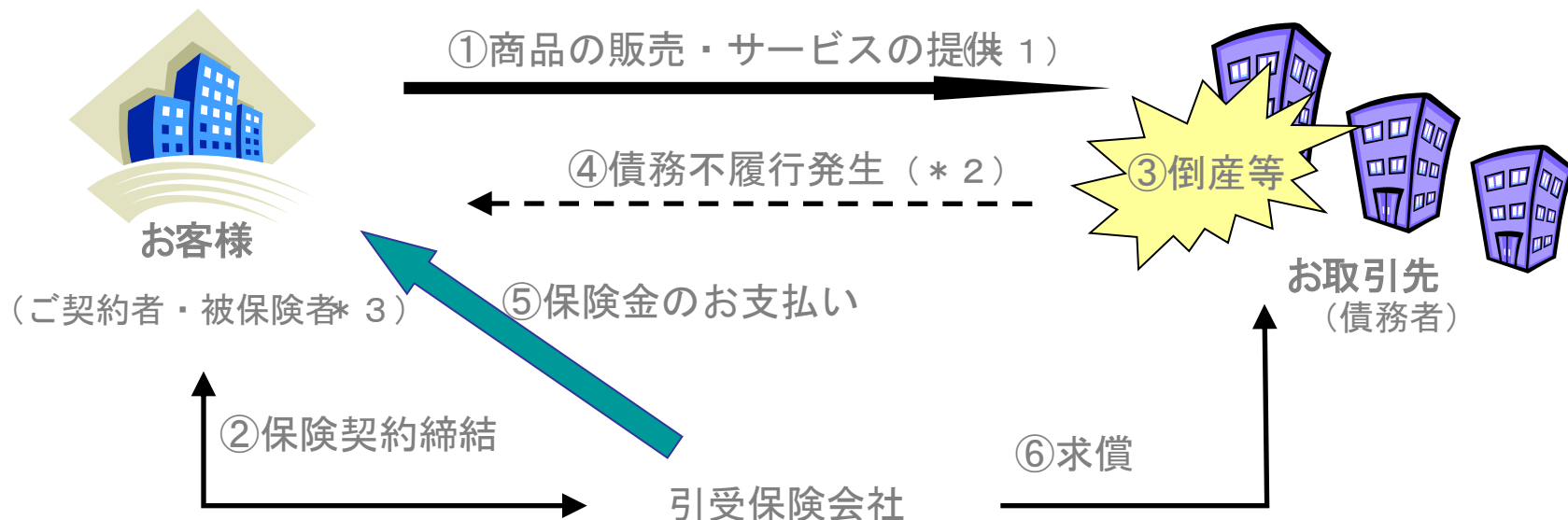


# 取引信用保険とは

お取引先が商品の販売やサービスの提供にかかわる代金支払債務を履行しないことによってお客様が損害を被った場合に、その損害の一定割合保険金としてお支払いします。



( \* 1 ) 保険期間中に商品を販売、またはサービスを提供することによって発生する代金債権 ( 売掛金の他、手形債権を含む ) を保険の対象とします。保険の対象となる契約は、売買契約、請負契約、委任契約等となります。

( \* 2 ) お取引先の法的倒産や引受保険会社が債務履行の見込みがないと判断した場合 ( 法的倒産ではない夜逃げ等 ) を対象とします。  
商品に瑕疵がある等の理由で債務が履行されない場合は除きます。

( \* 3 ) 「保険契約者」のことを「ご契約者」、「補償を受けられる方」のことを「被保険者」と表記します。